

令和6年能登半島地震により被災者された方々が 介護サービスを利用される際に留意いただきたい事項

1. 被保険者証等の確認が必要となります。

- 介護サービスとして取り扱うためには、原則として被保険者証の確認が必要となります。
ただし、被災地域の被保険者が、被保険者証及び負担割合証(被保険者証等)を消失
又は自宅等に残したまま避難していることにより、被保険者証等を提示できない場合
であっても、利用者の、氏名、生年月日、住所、負担割合(1割、2割又は3割)を確認し、介護サービスとして取り扱うことができます。

2. 窓口での利用料の支払いを猶予・免除する際には、 保険者が発行する免除証明書の確認が必要となります。

- 令和6年12月末までは、以下(1)(2)の両方に該当する利用者からは、窓口
で利用料を受け取る必要はありませんが、令和7年1月1日からは、保険
者が発行する免除証明書を確認する必要があります。(被災地以外の介護
サービス事業所を利用する場合も同様。)

【対象期間】令和7年6月末まで

(1) 令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された一部の市町村 の
介護保険に加入されている方

(詳細は、厚生労働省HP「政策について」>「他分野の取り組み」>「災害」>「石川県能
登地方を震源とする地震について」で確認できます。)

(2) 以下のいずれかに該当する旨を申し出た方

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口答申告でよい
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
- ④ 主たる生計維持者が事業を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

【対象保険者】(介護保険)

【石川県】金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美
市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

【福井県】福井市

【富山県】富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

※ 上記保険者については、有効期限欄に「令和6年12月31日まで」と記載されている免除証明書
でも、引き続き令和7年6月30日まで、使用することができます。